

# 産業廃棄物処理施設 ~~設置~~ ~~変更~~ 許可証

平成15年11月21日

住 所 埼玉県上福岡市大字駒林18番地

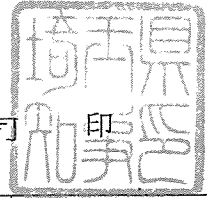
氏 名 株式会社 ウチダ  
代表取締役 内田一二三

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条第1項~~ ~~第15条の2の4第1項~~ の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。



埼玉県知事 上田 清司



許 可 年 月 日	平成15年11月21日	許可番号	第1-45
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施行令第7条第8号の2 木くずの破碎施設 木くず 以上1種類		
設 置 場 所	埼玉県上尾市大字領家字中井1119番1、1119番2、1119番3、1120番1、1120番2、1120番3、1120番7、1121番1、1121番2、1146番3、1146番7 以上11筆		
処 理 能 力	72 t/日(8時間稼働)		
許 可 の 条 件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証 変更

平成16年10月29日

住 所 埼玉県上福岡市大字駒林18番地

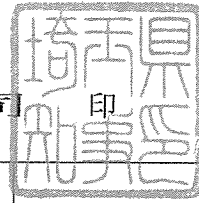
氏 名 株式会社 ウチダ  
代表取締役 内田一二三

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条の2の4第1項~~ 第15条第1項 の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。



埼玉県知事 上田 清司 印



許 可 年 月 日	平成16年10月29日	許可番号	第1-47
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	①施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 種類：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。） 以上1種類  ②施行令第7条第8号の2 木くずの破碎施設・がれき類の破碎施設 種類：紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （がれき類及び自動車等破碎物を除く。廃石膏ボードに限る。）、 繊維くず（廃畳を除く。）、がれき類（廃石膏ボードに限る。） 以上5種類		
設 置 場 所	埼玉県上尾市大字領家字中井1119番1、1119番2、1119番3、1120番1、 1120番2、1120番3、1120番5、1120番6、1120番7、1121番1、1121番2、 1121番5、1121番7、1121番8、1121番10、1146番3、1146番4、1146番5、 1146番7 以上19筆		
処 理 能 力	①110 t/日(8時間稼働) ②111 t/日(8時間稼働):木くず 54 t/日(8時間稼働):がれき類(廃石膏ボードに限る。)		
許 可 の 条 件	①廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）は単独で処理すること。 ②紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（がれき類及び自動車等破碎物を除く。廃石膏ボードに限る。）、繊維くず（廃畳を除く。）、がれき類（廃石膏ボードに限る。）は混合処理を行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		